

政治資金監査に関するQ&A（その5）

番号	ご質問	回答
政治資金監査に関すること		
68	登録政治資金監査人は、同一の国会議員関係政治団体に係る政治資金監査を、複数年度にわたり続けて行うことができるか。	登録政治資金監査人が同一の国会議員関係政治団体に係る政治資金監査を、複数年度にわたり続けて行うことについては、政治資金規正法上の業務制限には該当しません。
69	国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、領収書等の代わりとすることができるか。	国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、支出を行った者が作成した書類であり、領収書等の代わりとすることはできません。
70	レシートの下部に印刷されている商品の宣伝や割引クーポンは切り離されていても、政治資金監査上、差し支えないか。	レシートの下部に印刷されている商品の宣伝や割引クーポンは、支出の内容に関係のない部分であり、支出を証すべき書面であるレシート本体から切り離されていても、政治資金監査上、差し支えありません。
71	国会議員関係政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で、携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引落され、その後当該団体のための費用相当分の精算を行った場合、当該団体は、領収書等として何を保存すべきか。	<p>政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引落とされ、その後、政治団体から当該団体のための費用相当分の精算を受けた場合は、この精算は、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。</p> <p>したがって、当該事務職員が携帯電話会社から徴した領収書等を、国会議員関係政治団体の領収書等として保存すべきです。</p> <p>なお、この場合、当該契約に係る支出の領収書等のあて名に国会議員関係政治団体の事務職員の氏名が記載されていても、やむを得ないものと考えます。</p>

政治資金監査に関するQ&A（その5）

番号	ご質問	回答
収支報告書の記載方法に関すること		
72	町内会の会費を支払った際に徴した領収書等に、当該町内会の住所が記載されていない場合、会計帳簿の「支出を受けた者の住所」欄は、どのように記載することになるのか。	町内会の会費を支払った際に徴した領収書等に、当該町内会の住所が記載されていない場合、町内会の役員に尋ねたり、その規約を確認するなど、可能な範囲で調査の上、会計帳簿への住所の記載に努めることが求められます。
73	会計帳簿の記載に当たって、補助簿、日計表の類を使用する場合には、個々の支出の内訳については、補助簿や日計表のみに記載することとして差し支えないか。	<p>会計帳簿については、補助簿、日計表の類を使用することも認められており、この場合、これら会計帳簿として作成した書類を通じて、すべての支出について、会計帳簿の必要記載事項（支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日）が記載されていれば、差し支えありません。</p> <p>なお、この場合、国会議員関係政治団体の会計責任者が作成する保存対象書類の一覧表に、補助簿、日計表の類も記載することになります。</p>